留萌市芸術文化振興基金助成金交付要綱

（趣旨）

第１条 留萌市芸術文化振興基金助成金（以下「助成金」という。）の交付については、留萌市芸術文化振興基金条例施行規則（昭和63年教育委員会規則第５号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（助成金の交付）

第２条 留萌市の活力に満ちたまちづくりを推進し、もって本市の芸術振興を図るため、予算の範囲以内で助成金を交付する。

（助成対象事業）

第３条 この助成金の交付対象となる事業は、別表１のとおりとする。この場合において、文化財保存保護事業については、留萌市の文化財指定を受けていない、有形・無形の貴重な市民的財産を対象とする。

（助成対象者等）

第４条 この助成金の交付対象となるもの（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のとおりとする。

(1) 芸術文化活動振興事業 市内に事務所又は住所を有し、本市で活動している団体及びその団体が連合して構成している広域的団体（実行委員会等を組織して活動をするものを含む。）

(2)　文化財保存保護事業 市内に事務所又は住所を有する団体及び個人（実行委員会等を組織して活動をするものを含む。）

(3)　 大会出場者派遣事業

ア 一般 市内に事務所又は住所を有する団体及び個人で、予選を経て全国大会等に出場又は招待・選抜された者

イ 小・中・高校生　市内の小学校、中学校及び高等学校の児童、生徒（以下「生徒等」という。）又は生徒等が加入し、市内に住所を有する団体で、予選を経て全道大会等に出場又は招待・選抜された者と引率する指導者

ウ その他教育長が特に認めるもの

２ 前項第３号の規定にかかわらず、次に掲げる大会に出場するときは、助成金の交付を受けることができない。

(1)　留萌振興局管内で開催される大会

(2)　留萌管内中学校体育文化連盟が主催・主管等を行っている大会

(3)　北海道高等学校文化連盟が主催・主管・後援等を行っている大会

３　同一事業への助成は、同一団体及び個人につき、当該年度内において１回を限度とする。ただし、大会出場者派遣事業については、個人又は団体につき、それぞれ１回の助成を受けられるものとする。

４ 大会出場者派遣事業における小・中・高校生を除く一般市民への助成金の交付は、１団体又は１個人につき、それぞれ３回を限度とする。ただし、団体においては、大会出場者の半数以上が入れ替わっている場合には、新規の団体とみなす。

５ 芸術文化活動振興事業において、企業等が主催又は共催する事業、政治・宗教活動及び営利事業を行う団体に対しては、助成金の交付を行わない。また、家元（免許）制度により運営されている団体に対しても助成金の交付を行わないものとする。

６ 大会出場者派遣事業の申請について、生徒等が交付対象者の場合には、保護者等の申請を認めるものとする。

７　団体が交付対象者となる場合には、団体の長となるものが申請を行うものとする。

（助成対象経費）

第５条 芸術文化活動振興事業及び文化財保存保護事業における助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表２のとおりとする。

２ 大会出場者派遣事業の助成対象経費は、旅費（交通費、宿泊費）とする。

（補助率、助成金の額）

第６条 芸術文化活動振興事業及び文化財保存保護事業における助成金の補助率は、助成対象経費の２分の１以内とし、上限額は100,000円とする。

２ 大会出場者派遣事業の補助率及び助成金の限度額は、以下に掲げる率及び限度額内とする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 大会区分 | 補助率 | 助成対象者等 | 助成限度額 |
| 小・中・高校生・指導者 | 一般 |
| 全道大会 | 助成対象経費の１／２以内 | 個人・団体 | １人につき10,000円 | 支給しない  |
| 全国大会 | 道内開催 | 個人・団体 | 支給しない | １人につき10,000円 |
| 道外開催 | 個人・団体 | １人につき20,000円 |

３　主催団体や学校等から参加経費の負担や助成を受けられる場合は、優先的に活用するものとする。この場合において、助成額は、助成基準額からその金額を減額した額とする。

（助成金の交付条件）

第７条 助成対象者に助成金を交付する場合は、留萌市補助金等交付規則（平成15年留萌市規則第１号）第６条に定めるほか、次の条件を付すものとする。

２ 芸術文化活動振興事業及び文化財保存保護事業における助成金の交付条件

(1) 助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(2) 芸術文化活動振興事業については、留萌市教育委員会の助成事業であることを、印刷物（ポスター、チラシ、パンフレット、看板、新聞広告等）の表示によって明示しなければならない。 表示は縦15ｍｍ×横15ｍｍ以上で明記すること。

(3) 　旅費の計算にあたっては、それぞれの費目において留萌市旅費条例（昭和40年留萌市条例第27号。以下「旅費条例」という。）の規定を準用する。

３ 大会出場者派遣事業における助成金の交付条件

(1) 助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(2) 大会出場者派遣事業における旅費について、宿泊日数を短縮できるとき又は旅費を軽減できるときは、バス等の借上料を認める。ただし、借上料が旅費条例で定める額を超えるときは、旅費条例で定める額とする。

(3)　交通手段に自家用車を使用する場合の費用は、旅費条例で定める額とする。

(4)　助成の対象となる自家用車の台数は次のとおりとする。

ア 一般 助成対象人数を４人で除し繰り上げた台数以内

イ 生徒等 助成対象人数を３人で除し繰り上げた台数以内

(5)　助成の対象となる人数は、大会開催要項に定める登録人数とする。

(6)　旅費の計算にあたっては、それぞれの費目において旅費条例の規定を準用する。

(7)　助成の対象となる指導者は、個人は１名、団体の場合は２名を上限とする。なお、個人で複数名の選手が出場する大会は団体とみなす。

（交付申請）

第８条　助成金の交付を受けようとするものは、留萌市補助金等交付規則第４条に規定するもののほか、次に掲げる書類を添えて、事業実施日14日前までに、教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育長が認めるときは、この限りでない。

　⑴　芸術文化活動振興事業、文化財保存保護事業

　　ア　事業開催に係る印刷物（ポスター、チラシ、パンフレット、看板、新聞広告等）

　⑵　大会出場者派遣事業

　　ア　大会開催要項

　　イ　選手名簿

　　ウ　出場資格を決定した予選結果（結果が確認できるもの）。ただし、招待・選抜された大会等は、その招待・選抜されたことがわかるもの

　（交付の条件）

第９条　留萌市補助金等交付規則第６条の規定により付する助成金の交付の条件は、次のとおりとする。

　⑴　規則及び本要綱の規定に従うこと。

　⑵　助成事業の内容又はこれに要する経費の配分を変更する場合は、教育委員会へ報告を行うこと。

　（交付の決定）

第10条　交付の申請があったときは、その内容を審査し、必要と認められる場合は助成金の交付の決定を行い、留萌市補助金等交付規則第７条に規定する指令書により、申請者に通知する。

（軽微な変更）

第11条　留萌市補助金等交付規則第６条に規定する軽微な変更は、事業費の増減額が変更前の額に100分の20を乗じて得た額を超えないものとする。

（交付決定の取消）

第12条　助成金の交付決定通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）が留萌市補助金等交付規則第16条に該当するときは、助成金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

　（助成金の返還）

第13条　教育長は、交付決定者が留萌市補助金等交付規則第17条第１項及び同条第２項に該当するときは、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

　（実績報告）

第14条　助成金の交付の決定を受けたものは、事業終了後速やかに留萌市補助金等交付規則第13条に規定するもののほか、次に掲げる書類を添えて、事業終了から14日後までに教育委員会に提出しなければならない。

⑴　芸術文化活動振興事業、文化財保存保護事業

　ア　事業実施概要の分かる書類（新聞、チラシ等）

　⑵　大会出場者派遣事業

ア　大会成績表（結果が確認できるもの）

　　イ　前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

　（助成金の額の確定）

第15条　教育委員会は、前条に規定する実績報告を受けた場合において、実績報告書の内容の審査及び必要に応じて行う現地調査により、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、留萌市補助金等交付規則第14条に規定する補助金等確定通知書により、当該交付決定者に通知する。

　（助成金の交付）

第16条　助成金は、前条の規定により確定した額を助成事業の完了後に交付するものとする。

２　助成金の交付を受けようとする交付決定者は、留萌市補助金等交付規則第14条に規定する補助金等交付請求書を教育委員会に提出しなければならない。

　（検査等）

第17条　教育委員会は、助成金の適正な運用を図るため、必要な場合は、交付決定者に対して報告を求め、又は指示し、若しくは帳簿等関係書類を検査することができる。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年７月２５日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年７月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。